

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																															
足利デザイン・ビューティ専門学校		昭和51年12月24日		田鶴 大輔		〒326-0822 栃木県足利市田中町914 (電話) 0284-72-2981																															
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																															
学校法人白百合学園		昭和42年3月6日		理事長 田鶴 志郎		〒326-0822 栃木県足利市田中町914 (電話) 0284-72-2981																															
分野		認定課程名		認定学科名		専門士		高度専門士																													
衛生		衛生専門課程		美容総合科		平成19年文部科学省告示第21号		—																													
学科の目的		美容総合科は、高等学校教育の基礎の上に、美容技術のキャリア形成に対して必要な能力・態度を育成し、勤労観・職業観等を自ら形成・確立できる人材を育成することを目的とする。																																			
認定年月日		平成28年2月19日																																			
修業年限		昼夜		講義		演習		実習		実験		実技																									
2		2,400時間		824時間		1,512時間		64時間																													
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数		兼任教員数		総教員数		単位時間																									
240人		136人		0人		9人		6人		15人																											
学期制度		■前期: 4月1日～ 9月30日 ■後期: 10月1日～ 3月31日				成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 定期テスト・出席数・課題内容により総合判断																													
長期休み		■学年始: 4月 1日～ 4月 4日 ■夏 季: 7月21日～ 8月31日 ■冬 季: 12月26日～ 1月 7日 ■学年末: 3月26日～ 3月31日				卒業・進級条件		2カ年において2,368単位時間以上の認定を受けたもの																													
学修支援等		■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 個人面談・三者面談・訪問等				課外活動		■課外活動の種類 (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 ボランティア ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和4年度卒業生に関する令和5年5月1日時点の情報)																													
就職等の状況※2		■主な就職先・業界等(令和4年度卒業生) 美容室 ■就職指導内容 講義、個別指導 ■卒業者数 64 人 ■就職希望者数 64 人 ■就職者数 64 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 (令和 4 年度卒業生に関する令和5年5月1日時点の情報) 2023年5月1日 時点の情報)				主な学修成果(資格・検定等)※3		<table><tr><th>資格・検定名</th><th>種</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr><tr><td>美容師国家資格</td><td>①</td><td>63名</td><td>58名</td></tr><tr><td>TONI&GUYベージュシクカット</td><td>①</td><td>60名</td><td>60名</td></tr><tr><td>日本ヘアカラー協会シングルスター</td><td>①</td><td>64名</td><td>64名</td></tr><tr><td>メイクアップ技能検定3級</td><td>①</td><td>46名</td><td>39名</td></tr><tr><td>まつ毛エクステンション安全技術師</td><td>①</td><td>64名</td><td>64名</td></tr></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するが記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄						資格・検定名	種	受験者数	合格者数	美容師国家資格	①	63名	58名	TONI&GUYベージュシクカット	①	60名	60名	日本ヘアカラー協会シングルスター	①	64名	64名	メイクアップ技能検定3級	①	46名	39名	まつ毛エクステンション安全技術師	①	64名	64名
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																																		
美容師国家資格	①	63名	58名																																		
TONI&GUYベージュシクカット	①	60名	60名																																		
日本ヘアカラー協会シングルスター	①	64名	64名																																		
メイクアップ技能検定3級	①	46名	39名																																		
まつ毛エクステンション安全技術師	①	64名	64名																																		
中途退学の現状		■中途退学者 3 名 令和4年4月1日時点において、在学者130名(令和4年4月1日入学者を含む) 令和5年3月31日時点において、在学者127名(令和5年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 (例)カウンセリング・再入学・転科の実施等 個人面談・三者面談等				■中退率 2 %																															
経済的支援制度		■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 成績優秀者に対し審査のうえ、授業料等を減免する ■専門実践教育訓練給付: 給付対象																																			
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: 無																																			
当該学科のホームページURL		https://www.acd.ac.jp/course/ba/																																			

(留意事項)
1. 公表年月日(※1)
最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください
2. 就職等の状況(※2)
「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。
(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まれません。
③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。
※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。
(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進
3. 主な学修成果(※3)
認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程編成委員会を設け機能させることにより、キャリア教育・職業教育双方の充実を図る。企業等との密接な連携を図り、社会的・職業的自立に必要な能力や態度、最新の実務の知識・経験を教育内容に反映させる。

教育課程においては企業と連携した授業を編成し、情報交換を通して授業の改善も行う。また、授業方法に対しては演習型授業を取り入れる。地元企業と連携することで就職内定につなげたい。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成に関する規程、規則により、本校教務部より独立した組織として位置付ける。(組織図参照)

教育課程の編成においては基本的に実践的かつ専門的な職業教育を主体として実施するが、卓越又は熟達した実務の知識・経験に基づく高度の専門的かつ実践的な知識・技術等を教授するため、委員会においては企業等より意見等を収集し教育課程の編成において反映することができる教育内容・教育方法を検討し、実践していく。教務部で検討され、校長が決定する。事案によっては、理事・評議員会で採択する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
平澤 敏明	公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
櫻井 まどか	一般社団法人 全日本ブライダル協会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
山形 正喜	関東地区理容師美容師養成施設協議会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
出井 寿恵	NPO法人日本ネイリスト協会 ネイルサロン&スクール ミヌ	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
栗原 ゆかり	一般社団法人日本サロンマネジメント協会 コンシェルボーテ プチリアン	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
新藤 朋一	株式会社ニューミヤコホテル	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
吉田 紗代子	Clark	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
小此木 広光	有限会社カスヤ美容室	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
中里 由美子	有限会社ベルウッド	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
野村 タカ子	ファクトリー有限会社	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
山口 勇	スリーエス	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
古味 忍	株式会社TAT	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
鶴見 裕也	SpearMint	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
猪瀬 貞雄	イノセ宝石株式会社	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
猪瀬 裕二	イノセ宝石株式会社	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
椎名 則之	株式会社SHIINA設計	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
新井 英樹	新井建築設計	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
田鶴 大輔	足利デザイン・ビューティ専門学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	
田鶴 和子	足利デザイン・ビューティ専門学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	
田鶴 大道	足利デザイン・ビューティ専門学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	
井垣 知秀	足利デザイン・ビューティ専門学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	
田部井 めぐみ	足利デザイン・ビューティ専門学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	

小林 幹彦	足利デザイン・ビューティ専門学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)
-------	------------------	------------------------

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は空欄で構いません。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
(年間の開催数及び開催時期)
年2回 (3月、8月)
(開催日時(実績))
第1回 令和4年8月30日 17:00～18:30
第2回 令和5年3月30日 16:00～17:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。
コロナ禍で就職面談のあり方が変わってきている。プレゼンが画面越しになる。長い目で見てコロナ社会での教育のあり方をやっていく必要がある。という委員会からの意見を受け、学校長ならびに教務部長は、別紙様式1-2における一般教養に対する取組みにおいて、オンライン面談ができるよう、当該学科教職員に指示し、当該学科教職員は話し合い改善を図った。その結果は、次回の教育課程編成委員会にて報告する。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
企業等との連携においては、以下の企業との連携を基本に考える。
・常に最新の情報・知識の吸収を行うべく、研磨をおこなっている企業・組織等
・地域と密接に関わり合いをもち、かつ、地域貢献を念頭に置きサービスを行っている企業・組織等
また、校内・校外の指定はせず、企業の取り組みと学生の教育が最大限に計られる方法を企業と共同しながら実践していく。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容
※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
授業科目の担当教員と受け入れ企業・組織の担当者が実習前に最低1回以上事前の打合せを行い、実習内容、評価指標、指導方針等を決定する。実習・授業期間中は企業等の講師・担当教員が情報交換を行い、学生に対し、更なる改善・工夫の助言等を行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
実務実習	実際の美容サロンでの仕事内容を理解して、体験実習をさせてもらい、今後の学習指導の効果を高める。	ワイズヘアカンパニー

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
研修においては学校法人白百合学園において教員研修規程を定め、教員各々が持つ専門的分野及び教員としての指導力の分野における能力をより研磨できるよう計画する。
また、専門的分野、指導力の分野における両研修ともその時代の必要性に応じて弾力的に内容、対象、実施回数を決定していく。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「TONI&GUY認定講師資格取得・資格更新研修」(連携企業等:TONI&GUY JAPAN)

期間: 令和5年3月20日 対象: 美容総合科教員

内容: TONI&GUYの授業を進めるにあたり指導者としての資格取得と技術向上のための研修が行われた。研修を受け、美容実習や美容技術理論、美容応用技術等の指導に役立てた。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「動画教育アプリ導入研修」(連携企業等: Soeasy)

期間: 令和5年7月7日 対象: 美容総合科教員

内容: 動画教育アプリの導入に向けた研修が行われた。研修を受け、美容実習や美容技術理論、美容応用技術等の指導に役立てた。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「ヘアブリーチ技術研修」(連携企業等: 株式会社シュワルツコフ)

期間: 令和5年9月29日 対象: 美容総合科教員

内容: ヘアブリーチ技術向上のための研修を行う。研修を受け、美容実習や美容技術理論、美容応用技術等の指導に役立てる。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「就職指導セミナー」(連携企業等: トーコンマーケティング・ビューティプロ)

期間: 令和5年10月3日・11月28日 対象: 美容総合科教員

内容: 美容業界の現状や動向、求める人材や指導方法のセミナーが行われた。セミナーを受け、就職指導に役立てた。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校評価に関する規程に基づき学校関係者評価委員会を組織する。

評価委員会は本校の教育活動・学校運営に対し評価を行い、本校はそれを受け、重点化された評価内容、必要な助言等を次年度の重点目標の設定に反映させ改善につなげる。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	● 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか ● 社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか
(2) 学校運営	● 目的等に沿った運営方針が策定されているか ● 教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか
(3) 教育活動	● 授業評価の実施・評価体制はあるか ● 成績評価・単位認定、進級、卒業判定の基準は明確になっているか
(4) 学修成果	● 退学率の低減が図られているか ● 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
(5) 学生支援	● 学生に対する経済的な支援体制は整備されているか ● 課外活動に対する支援体制は整備されているか ● 学生の生活環境への支援は行われているか ● 卒業生への支援体制はあるか
(6) 教育環境	● 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	● 学生募集活動は、適正に行われているか ● 学生募集活動において、資格取得・就職状況等の情報は正確に伝えられているか
(8) 財務	● 財務について会計監査が適正に行われているか
(9) 法令等の遵守	● 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
(10) 社会貢献・地域貢献	● 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
(11) 国際交流	● 留学生の受入れ・派遣について戦略を持って行っているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員から、学校運営に関して理事長から教職員までの仕組みは理解できるが、それからどう学生まで伝達されていくのかが不明であるという意見を受け、現存する「校務分掌」の存在と役割を明確にし、評価結果報告書への記載をし、改善を図った。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
平澤 敏明	公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	業界団体委員
櫻井 まどか	一般社団法人 全日本ブライダル協会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	業界団体委員
山形 正喜	関東地区理容師美容師養成施設協議会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	業界団体委員
出井 寿恵	NPO法人日本ネイリスト協会 ネイルサロン&スクール ミヌ	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	業界団体委員
栗原 ゆかり	一般社団法人日本サロンマネジメント協会 コンシェルボーテ プチリアン	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	業界団体委員
新藤 朋一	株式会社ニューミヤコホテル	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
吉田 紗代子	Clark	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
小此木 広光	有限会社カスヤ美容室	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
中里 由美子	有限会社ベルウッド	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
野村 タカ子	ファクトリー有限会社	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
山口 勇	スリーエス	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員 卒業生・保護者代表
大塚 智子	リス・ブランシェ	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
古味 忍	株式会社TAT	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
鶴見 裕也	SpearMint	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
猪瀬 貞雄	イノセ宝石株式会社	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
猪瀬 裕二	イノセ宝石株式会社	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
椎名 則之	株式会社SHIINA設計	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員
新井 英樹	新井建築設計	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業委員 卒業生代表
吉原 敦子		令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	卒業生・保護者代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ

URL:<https://www.acd.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 令和5年7月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校法人白百合学園において、情報公開に関する規程を定め、関連企業が連携を結ぶに当たりより適切かつ有用な情報を提供することで、連携しやすい環境整備に努める。また、実践的な職業教育、キャリア教育を創出することを目指した学校運営をしていることを多くの企業に知らせることで、新たな連携企業の開拓につなげ、今後に向けた幅広い授業連携の可能性を追求する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	●校長名、所在地、連絡先等 ●学校の沿革、歴史 ●学校の教育目標
(2) 各学科等の教育	●学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ●卒業者数、卒業後の進路(進学者数・主な進学先、就職者数・主な就

(3)教職員	●教職員の組織、教員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	●就職支援等への取組支援
(5)様々な教育活動・教育環境	●課外活動(部活動、サークル活動、ボランティア活動等)
(6)学生の生活支援	●学生支援への取組状況
(7)学生納付金・修学支援	●活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金、授業料減免等の案内)
(8)学校の財務	●監査報告書 ●財産目録
(9)学校評価	●自己評価・学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ

URL:<https://www.acd.ac.jp/disclosure/>

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容総合科) 令和5年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			関係法規・制度	美容師の業務に関係ある法規や制度について学ぶ。	2通	48	3	○			○			○	
○			衛生管理	美容施設における衛生管理、とくに消毒の意義と目的をはじめとする、消毒法、伝染病学、公衆衛生学などを学ぶ。	1通 2通	112	7	○			○		○		
○			美容保健	美容技術に関連する、生理解剖学、皮膚科学、感染症の予防法などを学ぶ。	1通 2通	112	7	○			○		○		
○			香粧品化学	皮膚、頭皮、毛髪に対して美容機器や香粧品が正しく取り扱えるように、種類やそれぞれの機能を学ぶ。	1通 2通	80	5	○			○		○		
○			文化論	美容師の起源、過去の髪型から現代の髪型までの歴史を学ぶ。	1通 2通	72	4.5	○			○		○		
○			美容技術理論	基礎から特殊技術まで器具の取扱い、その目的や種類、特徴、技術上の注意点など、裏付けとなる理論について学ぶ。	1通 2通	168	10.5	○			○		○	○	
○			運営管理	美容所の経営の実態見学などを交えて、美容所の経営戦略の基本、経営管理などについて学ぶ。	2通	40	2.5	○			○		○		
○			美容実習	美容の業務を安全かつ効果的に実施するために、基本的技術を身につけ、さらに美容国家試験（実技）に合格できるよう習得を計る。	1通 2通	1000	62.5		○		○		○	○	
○			実務実習	実際の美容サロンでの仕事内容を理解して、体験実習をさせてもらい、今後の学習指導の効果を高める。	1④ 2② 2②	64	2			○		○			○
	○		一般教養	社会人に対する心構えだけでなく、美容業界の知識や接客業に必要なことを身に付ける。	1後 2通	192	12	○			○		○	○	
	○		美容応用技術	サロンワークの基礎であるシャンプーやブローなど即戦力となる技術と接客法を学ぶとともに、コース内容であるカット技術の向上を目指した授業を行う。	1前 2② 4④	512	32		○		○		○	○	
合計			12科目			2,400単位時間(148単位)									

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
2 年において2,400単位時間以上の認定を受けたもの	1 学年の学期区分	4期
	1 学期の授業期間	8週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。